

議第 23 号

財産（消防団消防ポンプ自動車）の取得の変更について

財産（消防団消防ポンプ自動車）の取得について、次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 変更前の取得の時期 | 令和 7 年度 |
| 2 | 変更後の取得の時期 | 令和 8 年度 |
| 3 | 財産の種類等 | 消防団消防ポンプ自動車 2 台 |
| 4 | 取得の金額 | 49,940,000 円 |
| 5 | 取得の相手方 | 高山市江名子町 570 番地 17
株式会社トータルサービス
代表取締役 瀧根 大樹 |
| 6 | 設置場所 | 高山市大新町 1 丁目 81 番地
高山市消防団高山支団第 1 分団第 2 班（八幡班）
高山市本母町 442 番地 3
高山市消防団高山支団第 3 分団第 2 班（松本班） |
| 7 | 変更の理由 | 車体メーカーにおいて、国の新基準に適合する自動車シャシ開発及び製造が遅れたことによる。 |